弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書(案)

弘前市(以下「甲」という。)と大鰐町(以下「乙」という。)は、平成23年10月12日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号カ(ア)を次のように改める。

- (ア) し尿処理の広域化
  - a 取組の内容

汚水処理等を効率的に行うため、圏域のし尿等を一括して処理する。

- b 役割分担
  - (a) 甲の役割

圏域のし尿等を一括処理することができる受入施設の整備 及び管理・運営に取り組むとともに、必要な経費を負担する

(b) 乙の役割

甲と連携して施設の整備及び管理・運営に関連する取組を 行うとともに、必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名 押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

- 甲 弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 市 長 葛 西 憲 之
- 乙 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5 番地 3 大鰐町 町 長 山 田 年 伸